

## 要望書

平成 17 年 9 月 20 日

東京高等裁判所 民事第 5 部 御中

茨城大学 農学部 教授

太田 寛行



「平成 17 年(ヨ)第 9 号遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分命令申立事件」および「平成 17 年(ヨ)第 10 号遺伝子組換え稲の作付け禁止等仮処分命令申立事件」(いわゆる、「上越市の北陸研究センターが行っているディフェンシン遺伝子導入イネの野外実験の中止を求める仮処分の申立て」)に対して、新潟地方裁判所高田支部がこれを却下する判断を行ったことを知り、また、その判断の文書を読みました。

今回の裁判所の文書においては、科学的判断の面で確認が必要と思われた部分と研究者のあり方について不安を覚えた箇所がありましたので、私の意見を述べさせていただきます。

1. 「カラシナは、これまで長年にわたって圃場で栽培されてきたものであって、カラシナ由来のディフェンシンが土壌や雨水中に流れ出していた(ウ)にもかかわらず、これまで強力なディフェンシン耐性菌が出現したとの報告はされていないし、また、田畑に棲む動植物への悪影響も特に認められておらず、そうすると、カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を用いた本件 GM イネの栽培によって、特に土壌微生物に対して重大な影響を及ぼすとする疎明も不十分である。(ウ)」(2 当裁判所の判断、(5) ディフェンシン耐性菌等について、ウの部分)

上記の裁判所の文書で、下線部(1)の根拠となる測定データの明示が必要です。また、GM イネが、常時ディフェンシン遺伝子が発現してディフェンシンを多量に作り続ける性質を有していることを、次項のエで言及しています。野外実験の前に、室内実験で GM イネからのディフェンシン流出を測定する実験が当然行われており、そのデータがあるはずです。さらに、室内実験では、土壌微生物に対する影響も測定しているはずです。下線部(2)のような結論の前に、そのような室内実験のデータの精査が必要です。

2. 「したがって、本件野外実験の過程で、債権者らの主張するように、本件圃

場内にディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるとしても<sup>(3)</sup>、本件野外実験は、一般圃場ではなく、債務者の北陸研究センター稲田圃場内のうち、一応他から区別された隔離圃場で行われているものであり、したがって<sup>(4)</sup>本件野外実験の過程で、耐性菌が飛躍的に増加した上、同耐性菌が本件圃場の外に自然に流れ出し、一般の水路等を通して債権者山岡らの農地内に流入し、そこに生育しているイネ等に具体的な損害を与えるおそれがあるとする点についても、これを裏付ける疎明は特にはない。」(2 当裁判所の判断、(5) ディフェンシン耐性菌等について、エの部分)

裁判所の文書では、科学技術基本計画が引用され、そのなかでバイオテクノロジーへの期待が述べられています。私もそれを支持し、否定するものではありません。しかし、その科学技術基本計画〔正確には、「科学技術基本政策策定の基本方針」(平成17年6月15日、総合科学技術会議基本政策専門調査会、<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihon3/honbun.pdf>)〕で述べられている第3期基本計画における基本姿勢では、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」という主題が掲げられ、実際には3つの理念が述べられています：理念1、「人類の英知を生む」；理念2、「国力の源泉を創る」；理念3、「健康と安全を守る」。理念3は第2期基本計画にあったものを継承・発展させたものであり、そのなかの目標の一つとして「安全が誇りとなる国」が掲げられています。裁判所の文書にある「バイオテクノロジーの研究開発が国家の科学戦略の大きな柱」だけではなく、「健康と安全を守る」ことも掲げられているのです。科学技術は、国民に不安や危険を与えるものであってはなりません。下線部(3)でディフェンシン耐性菌が出現する可能性を指摘した点は、安全を考える観点に立った思考の結果である点で重要です。しかし、下線部(4)で隔離圃場に対して疑いを持たない点が気になります。人間が行うことで「絶対安心」ということはないはずで、安全を配慮した考えがあれば、もし仮に隔離圃場から耐性菌が流出した場合を想定して、その対策手段を整えておきます。少なくとも耐性菌の流出モニタリングは万全な方法が計画されているかどうかのチェックは必要です。すなわち、リスク対策が万全な実験計画になっているかどうかです。

3. 研究者は、計画した実験の結果を想像し、出てきた結果と照らし合わせて、さらに次の実験を計画して真実を探求しようとし、また、確かな想像力の強さが研究者の資質です。同様に、実験そのものや実験結果の社会的影響についても想像力を持つことが求められます。国民の安全・安心に関わる実験であれば、特に、その想像力が必要です。私は、GM イネの野外実験を

根本から否定するつもりはありません。食糧問題を考えるとき、その研究は重要だと判断しています。しかし、安全・安心という微妙な問題に対して、研究者がどれだけ想像力を働かしているかどうかは、どうしても国民から問われることです。その点で、実験計画の吟味や国民に対する十分な説明が必要です。裁判という手段は、双方の理解（＝住民の納得）を得るという点では残念な状況の手段であり、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」という時代では、そのような相互不理解の事態になった場合には、たとえその実験の目的がどんなに素晴らしいものであっても、研究者が一步引くべきものと考えます。

抗生物質の使用と耐性菌の出現に関する問題が深刻であるのは周知の通りです。薬剤耐性菌の標的になるのは、通常、健康な人間ではなく、免疫力の落ちた病気の人や高齢者などです。平穏で衛生状態の良いときには、病原菌は存在していても見にくいのですが、自然災害などによって、環境衛生が悪くなると、直ぐに感染症が広がって人間は病原菌の存在をようやく知ります（ハリケーン被害によるニューオーリンズのことを思い浮かべて下さい）。その病原菌の強さ（薬剤耐性度）を決めている一つは、人間の普段の抗生物質使用頻度や使用濃度です。したがって、ディフェンシンの環境濃度が高くなれば、ディフェンシン耐性菌は必ず増えます。人間がそれに気づくのは、先に述べた状況の時しかないでしょう。微生物研究者の多くは、そのことを想像できます。本件のGMイネの野外実験で、微生物生態研究者は加わっていないのでしょうか？ 本件については、私たち微生物生態研究者のあり方についても責任を感じています。

遺伝子組み換えについては、研究施設と地域住民との間にデリケートで微妙な問題が生じることを、もう随分前から、研究者たちは知っているはずですが、だからこそ、慎重に想像力を働かせて、住民の理解を最優先にしてここまで来たはずですが、また、遺伝子組み換えに対する住民や社会の理解を深めるために、大学もいろいろと努力してきたはずですが、本件は、私たち研究者にもう一度、研究についての説明責任や社会・住民から支持される研究者のあり方を考えるべき機会を与えていると言えます。

以上